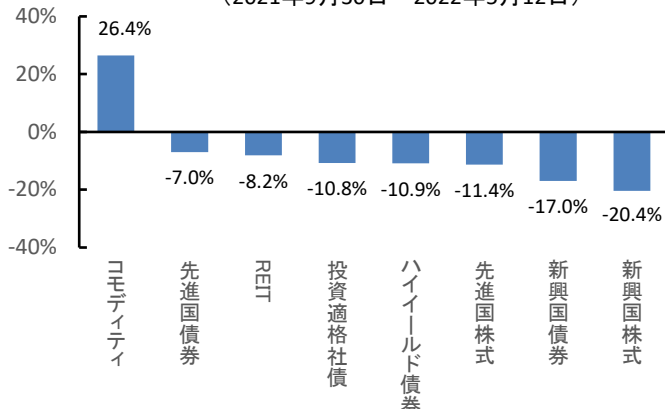


## 新生・ワールドラップ・セレクト ＜ポートフォリオの運用状況について＞

世界的なインフレ率の上昇基調が強まる中、主要国／地域の中央銀行は金融引締め姿勢を強めつつあり、債券や株式など伝統的な資産の市場が世界的に大きく変動しています。このような中、投資先ファンドである「新生・ワールドラップ・ファンド・ステーブル・タイプ（適格機関投資家限定）」（以下「投資先ファンド」）の実質的な運用会社であるアリアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパン（以下、「アリアンツ」）のコメントをもとに、最近の運用状況に関するレポートを作成しましたのでご覧ください。

主要資産の騰落率

（2021年9月30日～2022年5月12日）



投資先ファンドの基準価額（円ベース）

（2021年9月30日～2022年5月12日）



### ◎金融市場の下落

新型コロナウイルス感染の落ち着きに伴って経済活動が徐々に再開されていることで、行動規制時に抑圧されてきた需要が一気に高まりを見せる一方、行動規制の影響で発生したサプライチェーン問題が長引いていることで、供給が需要を満たせない需給の不均衡が生じています。また、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う主要先進国の対ロシア制裁を受け、エネルギー価格を中心にコモディティ価格は上昇基調となっています。これらの要因を背景に、世界的にインフレ率は上昇度合いを強めており、2022年4月のCPI（消費者物価指数）は、米国で前年同月比+8.3%、ユーロ圏で同+7.5%と高水準が続いています。

このような中、主要国／地域の中央銀行はインフレ対策を念頭に、金融引締め姿勢を強めています。米国では、FRB（米国連邦準備制度理事会）が、3月の0.25%の利上げに続き、5月にも0.50%の利上げを実施すると共に、保有債券残高の削減を開始することを決定しました。ユーロ圏でも、ECB（欧州中央銀行）が、量的金融緩和策の縮小を継続すると共に、市場では利上げ見通しが強まりつつあります。

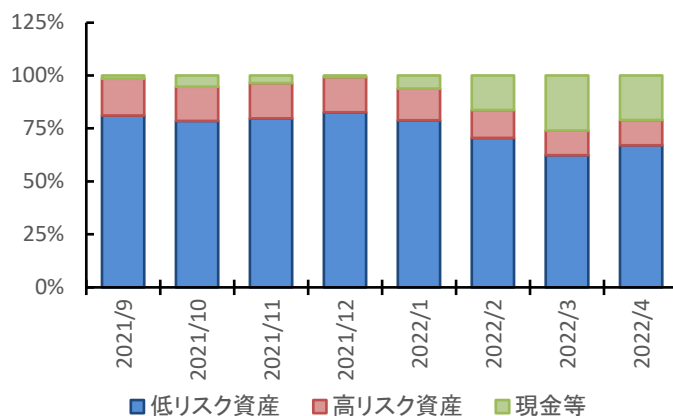
サプライチェーン問題の継続や地政学的リスクの高まり、インフレ率の上昇基調、金融引締め姿勢の地理的な拡大、これら要因による世界経済への影響に対する懸念の強まりなどを受け、2021年末以降、金融市場は下落基調を強めています。

### ◎投資先ファンドにおける運用状況

金融市場が下落基調を強める中で、投資先ファンドでは、2022年初めから、株式など高リスク資産だけでなく、債券などの低リスク資産への配分比率も引き下げると共に、現金等（短期債券を含む）の比率を引き上げてきました。ただ、債券市場や株式市場が共に下落するなど伝統的なアセットクラスの相関が高まっていることで、投資先ファンドのポートフォリオの評価額は下落基調にあります。直近（5月10日時点）における投資先ファンドのポートフォリオ評価額（米ドルベース）は、直前の高値（2021年11月9日）から約7.2%下落した水準となっております。株式だけでなく、国債の配分比率を引き下げて現金等への配分比率を高めるようにしていますが、複数のアセットクラスが下落する厳しい市場環境になっているといえます。

引き続き市場の動きを注視しながら運用を行うと共に、市場の急激な変化に対しては、必要に応じて機動的に対応していく方針です。今後も市場の下落基調が続くような場合には、現金等（短期債券を含む）がポートフォリオの大半を占める可能性があるほか、もし投資先ファンドのポートフォリオ評価額（米ドルベース）における直近高値からの下落率が10%超となった場合には、現金等（短期債券を含む）への配分が100%となるような運用に移行し、その状態が一定期間にわたって続く可能性があります。

資産別構成比の推移



低リスク資産：先進国債券、投資適格社債  
高リスク資産：先進国株式、新興国株式、ハイイールド債券、新興国債券、REIT、コモディティ

※ 現金等には、為替ヘッジ評価損益等が含まれるため、マイナスとなることがあります。

※当資料をご覧いただくに当たっては、末尾の＜本資料に関してご留意頂きたい事項＞をよくお読みください。

## 【投資リスク】 くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。ファンドのリスクは下記に限定されるものではありません。

### 〈主な基準価額の変動要因〉

#### 1. 価格変動リスク

当ファンドは、投資先ファンドを通じて、実質的に世界各国の株式、債券、リート、または株価指数、債券指数、リート指数、コモディティ指数等に連動したETF等に投資を行います。そのため、株式、債券、リート、コモディティ等の価格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

また、当ファンドは、投資先ファンドを通じて、実質的に世界各国の株価指数、債券指数、リート指数、コモディティ指数等に係る上場先物取引のポジションを持ちます。先物取引の買いポジションは、先物価格が下落した場合に損失が発生し、売りポジションは、先物価格が上昇した場合に損失が発生します。それらの損失は、当ファンドの基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

#### 2. 為替変動リスク

当ファンドは、投資先ファンドを通じて、実質的に外貨建て資産に投資するため、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、政治情勢、為替市場の動向やその他の要因により大きく変動することがあります。

また、当ファンドは、投資先ファンドにおいて、米ドル売り円買いの為替ヘッジ取引を行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクの全てを排除するものではありません。円と投資対象通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。為替ヘッジ取引を行うにあたり、円金利が当該通貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

#### 3. カントリーリスク

当ファンドは、投資先ファンドを通じて、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。特に新興国は先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済状況等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。また、政治不安などが金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。新興国は先進国と比較して、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化や経済危機等が起りやすいリスクもあります。さらに大きな政策転換、規制の強化、政治体制の大きな変化、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。

#### 4. 信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化、およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起りやすいリスクがあります。

#### 5. その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

**【お申込みメモ】**

ファンド名	新生・ワールドラップ・セレクト
商品分類	追加型投信／内外／資産複合
当初設定日	2016年12月16日(金)
信託期間	原則として、2026年8月13日(木)までとします。
決算日	原則として、毎年8月13日(休業日の場合は翌営業日)とします。
購入・換金単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して、8営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日のお申込み分とします。
購入・換金 申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入および換金のお申込はできません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ニューヨークの銀行休業日</li> <li>・ ニューヨーク証券取引所の休業日</li> <li>・ フランクフルト証券取引所の休業日</li> <li>・ ロンドンの銀行休業日</li> <li>・ ロンドン証券取引所の休業日</li> </ul>
換金制限	大口の換金には制限を行う場合があります。
購入・換金申込受付の 中止及び取消し	金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は、換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認(書面決議)し、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新生・ワールドラップ・ファンド・ステーブル・タイプ(適格機関投資家限定)円ヘッジクラス」が償還となった場合(書面決議なし)</li> <li>・ 受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合</li> <li>・ 信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき</li> <li>・ やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul>
収益分配	年1回の決算時に、原則として収益の分配を行います。 ※ 分配金を受け取る『一般コース』と、自動的に再投資される『自動けいぞく投資コース』があります。なお、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
運用報告書	毎年8月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

**【お申込みメモ】**

お客さまには以下の費用をご負担いただきます。

**【直接的にご負担いただく費用】**(消費税率が10%の場合)

購入時手数料	購入価額に <b>2.20%(税抜2.0%)</b> を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。	当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。
信託財産留保額	かかりません。	

**【間接的にご負担いただく費用】**(消費税率が10%の場合)

運用管理費用 (信託報酬) (括弧内数字は税抜)	当ファンドの運用 管理費用・年率 (信託報酬)	<b>0.693%</b> ( <b>0.63%</b> )	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額が日々計上され、 毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末(休業日の場合は翌 営業日)または信託終了のときにファンドから支払われます。
	(委託会社)	<b>0.308%</b> ( <b>0.28%</b> )	委託した資金の運用の対価です。
	(販売会社)	<b>0.352%</b> ( <b>0.32%</b> )	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド の管理等の対価です。
	(受託会社)	<b>0.033%</b> ( <b>0.03%</b> )	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
	投資対象とする投資 信託証券・年率	<b>0.47%</b>	管理・投資運用等の対価です。
実質的な負担・年率		<b>1.163%程度(税込)</b>	
その他の費用 ・手数料	当ファンド	信託事務の処理に要す る諸費用等	法定書類等の作成費用、法律・税務顧問への報酬等です。 当該費用が日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計 算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。ただし、ファン ドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とします。
		財務諸表監査に関する 費用	監査に係る手数料等(年額682,000円(税込))です。 当該費用が日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計 算期末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。
	投資先ファンド	受託報酬	運用財産の管理の対価です。年間報酬額として最大10,000米ドルが投資 先ファンドから受託会社に支払われます。
		管理事務代行報酬、 保管報酬等	事務代行および保管ならびに資産管理等に対する対価が、投資先ファン ドから管理事務代行会社および保管会社に支払われます。
		運営及び一般管理費	法定書類等の作成費用、法律・税務顧問への報酬、税金等です。
		組入有価証券等の売買 の際に発生する取引手 数料	組入有価証券等の売買の際、発注先証券会社等に支払う手数料等で す。
		ファンド設立費用 (弁護士費用等)	投資先ファンドの設立の際に弁護士等に支払う手数料等です。
		監査報酬	投資先ファンドの監査に関して監査法人に支払う手数料です。

※ 「その他の費用・手数料」につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 上記のファンドに係る費用につきましては、消費税率の変更に応じて適用される料率をご参照ください。

※ 当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

**【委託会社、その他関係法人】**

委託会社 新生インベストメント・マネジメント株式会社(設定・運用等)  
 03-6880-6448 (受付時間：営業日の9時～17時)  
 ホームページアドレス：http://www.shinsei-investment.com/  
 登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第340号  
 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

受託会社 三井住友信託銀行株式会社(信託財産の管理等)

販売会社 下記参照(換金の取扱い・目論見書の交付等)

金融商品取引業者名 (五十音順)		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○

**<本資料に関してご留意頂きたい事項>**

- ・当資料は、新生インベストメント・マネジメントが情報提供を目的として作成したものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。
- ・本資料中のグラフ、数値等は過去のデータであり、将来の市場環境に係る動向等を保証するものではありません。
- ・本資料の内容は作成日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- ・本資料は信頼できると判断した情報をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
- ・投資信託は値動きのある資産(外貨建て資産には為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。